

5年保存

基発第0808001号

平成18年8月8日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準行政情報システム運用管理要領の一部改訂について

労働基準行政情報システムに係る運用管理については、「労働基準行政情報システム管理規程」及び「労働基準行政情報システム運用管理要領」について（平成16年3月29日基発第0329002号）により運用しているところであるが、今般、厚生労働省訓第13号の一部改正が行われ、都道府県労働局、労働基準監督署職員の勤務時間等が変更されたことに伴い、同システムの運用時間を変更し、下記のとおり労働基準行政情報システム運用管理要領（以下「要領」という。）の一部を改訂することとしたので、同システムの運用管理に関して遺漏なきを期されたい。

記

- 1 要領の第3の6の(1)の表中の「午前8:30～午後5:00(*1)」を「午前8:30～午後6:00」に、「午前8:00～午後11:55(*2)」を「午前8:00～午後11:55(*)」にそれぞれ改める。同表注の「(*1)メインメニューから既に業務を始めている場合(次画面以降になっている場合)については、午後5時30分まで継続して作業が可能である。」を削り、「(*2)」を「(*)」に改める。
- 2 要領の第6の連絡先一覧中、「システム統制席(午前8:30～午後5:30)」を「システム統制席(午前8:30～午後6:00)」に改める。